

第3節 地域

健康福祉の地域力が充実した社会へ

地域では、介護の必要はないものの買い物やごみ出し等の簡単な手助けを必要とする高齢者のみの世帯の増加や、子育て家庭の孤立、あるいは災害時における高齢者や障害のある人、乳幼児のいる家庭等の避難など、既存の制度では対応が難しい多様な生活課題が増大すると見込まれています。

かつては、家庭や隣近所、町内会などで、これらの生活課題に対してもある程度対応してきましたが、第1章で見たように、地域の助け合いの機能は弱体化しています。一方、今後さらに増え続ける多様なニーズに対して、行政による公的な福祉サービスがすべてに直接対応することは困難です。このため、基本的な福祉ニーズは公的福祉サービスで対応するという原則を踏まえつつ、様々な主体の参加とそのネットワーク化によって、拡大するニーズを地域全体で支える仕組みを確立・充実していくことが求められています。

地域の課題解決の主体は、住民、町内会等の地縁組織のほか、民生委員・児童委員、ボランティア、NPO、学校、PTA、社会福祉協議会、福祉サービス事業者、医療機関、各種協同組合、企業や商店街、行政など多岐にわたり、そのかかわり方もそれぞれです。個々の生活課題に求められるネットワークには、共通する部分も多いことから、状況に応じてかかわり手やその役割をコーディネートしながら、対応していくことが重要となります。こうした地域の生活課題に連携して対応していく仕組みづくりを通して、人と地域に新たなつながりが生まれます。こうしたつながりによる助け合いが「新しい支え合い」です。

「新しい支え合い」が広がることで、地域で孤立しやすい家庭の不安感や孤立感が和らげられるとともに、自宅で介護・療養生活を送る家族や障害のある人の地域生活を支えていくことにもつながります。また、日ごろ顔を合わせる中で、様子の変化や突発事故、新たなニーズなどに早い段階で気づき、対応していくことが可能となり、児童や高齢者、障害のある人などへの虐待、DVや孤独死の未然防止、認知症高齢者等の徘徊や行方不明時の速やかな対応につながります。

平成23年(2011年)3月11日に発生した東日本大震災¹は、死者及び行方不明者合わせて2万4千人近く(平成23年(2011年)6月1日現在)となる未曾有の大災害となりました。こうした災害時にも、日頃の地域のつながり、助け合いが大きな役割を果

¹ 東日本大震災：「平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震」による災害。マグニチュード9.0という日本国内観測史上最大規模の地震は甚大な被害をもたらした。

たします。「新しい支え合い」により地域力が向上していくことは、災害時の避難や安否確認、避難所の円滑な運営につながります。

さらに、一人ひとりが望む地域で自分らしく生きられるよう、まちづくりなどの環境整備を進めるとともに、誰もが社会の構成員として包摂される（共に包み支え合う）社会をつくっていく必要があります。

< 施策体系 >

1 新しい支え合いの推進

地域の課題を解決するため、地域における多様な主体が連携・協働し、支え合う仕組みづくりを進めます。

2 環境づくりの推進

人にやさしい街づくり、バリアフリー、住まいの確保など、地域で安心して暮らすことのできる環境の整備を進めます。

3 ソーシャル・インクルージョン（社会的包摂）の推進

県民一人ひとりが、自分が望んでいる地域で、自分らしく生き、心豊かに、幸せに暮らしていけるよう、社会の構成員として共に包み支え合うための仕組みづくりを進めます。

1. 新しい支え合いの推進

< 課題と方向性 >

【多様な主体の横のつながり】

新しい支え合いの推進のためには、多様な主体の参加が必要となりますが、それぞれの主体により、活動内容や活動範囲、その専門性が異なるうえ、一つの世帯でいくつもの問題を抱えている場合もあり、分野を限定しない一元的な支援が求められることもあります。

そうした中で、地域の多様な生活課題に対応していくためには、分野にとらわれず必要な支援をつないでいくことが重要であり、その際には、様々な主体が規模の大小やフォーマルかインフォーマルか等を問わず、問題意識や目的を共有する協働の相手として、互いの考え方や方法を尊重しながら、対等な関係を築いていくことが大切です。こうしたつながりは、例えば高齢者の見守りネットワークによる地域力の向上が、子どもの見守りにとっても有効であるといったように、分野を越えて地域を支える基盤となります。

この場合、法律や条例により保護されている個人に関する情報について慎重に取り扱うとともに、必要な場合には、あらかじめ本人の承諾を得るなど所定の手続きを踏んだ上で、関係者で情報を共有することが求められます。

【地域住民としての支援意識の浸透】

新しい支え合いは住民の主体的な活動による互助の輪の広がりであり、住民が地域の生活課題を自分のこと（自分のまちのこと）として捉え、自らの地域で解決すべき課題として共有していくことが重要です。また、一見すると問題が起こっていないような場合でも課題がないのではなく、地域への関心が低いために身近に困っている人がいることに気付かないでいるということも多くあります。

家庭や就労の状況等により積極的に地域活動に参加することが難しいこともありますが、困っている人への支援だけでなく、行事やイベントへの参加、多世代交流、子育てや介護等同じ状況にある人同士が悩みを共有するなど、年代や状況に応じた地域社会・地域住民との多様なかかわり方があります。

日ごろから、様々なきっかけにより地域に関心を持ち、地域とのつながりを豊かにしていくことが、地域における支え合いを広げる第一歩となることから、県民全体で地域とのかかわりを広げていく、その意識を浸透させることが求められています。

また、こうした意識の向上は、災害時の助け合いにもつながっていきます。

【人材の養成】

地域において安定的・継続的に課題に対応していくためには、地域住民が主体的に活動を担っていくことが重要となります。そのためには、地域活動に関心や理解があり一定程度の知識を身に付けた住民が中心になって住民間の活動を展開していくこ

とが効果的であり、そのリーダーとなる人材を養成していくことが必要です。併せて、住民による対応が難しい、専門的な知識や技術が必要な場合に対応していく専門人材や専門機関を充実していくことが、住民による地域活動を支えていくこととなります。

さらに、地域の実情に応じて地域における人材や社会資源をつないでいくソーシャルワークの役割が重要となります。その中心的な役割を果たすのが「社会福祉士」であり、適切なサービス利用の支援、福祉サービスを必要とする人への総合的、かつ包括的な援助、そして地域の中での社会資源の開発、資源間の連携の橋渡しなど地域福祉のコーディネータとしての役割が期待されています。

【地域における多様な主体の取組の方向性】

新しい支え合いの推進のためには、多様な主体の地域活動への参加が求められますが、新しい支え合いを担う主な主体の課題や方向性は次のとおりです。

・県社会福祉協議会

県社会福祉協議会は、地域福祉の推進を目的として、民生委員・児童委員や社会福祉法人などの福祉関係者・団体との連絡調整のほか、福祉サービス利用援助事業の実施や、福祉サービスの苦情解決等を図る第三者機関としての運営適正化委員会、福祉サービスの質の向上を目指す第三者評価推進センターなどを設置し、広域的な取組を行っています。

今後、規制緩和により、NPO法人や企業による福祉分野への参入が一層進展すると予測されることから、このような事業者も含めて連携を強化していくことが必要です。

・市町村社会福祉協議会

市町村社会福祉協議会は、地域福祉の推進を目的として、社会福祉事業者間の連絡調整だけでなく、地域福祉活動への住民参加を進めるための様々な取組をしていますが、現在では、介護保険事業や市町村からの受託事業の割合が高くなっており、福祉サービス事業者としてのウェイトが高まっています。このため、今後は地域の住民による地域福祉活動を支援する団体としての取組を強化することが必要です。

・民生委員・児童委員

民生委員・児童委員は、ひとり暮らし高齢者や障害のある人、地域から孤立している人などの要援護者を把握し、見守りや訪問等の支援を行うなど、地域福祉の推進において重要な役割を担っています。地域における要援護者の把握は、災害時の安否確認など地域の防災力の向上にもつながりますが、民生委員・児童委員の高齢化等により、担い手の確保が難しくなっていると同時に、民生委員・児童委員のみで地域の要援護者の把握や支援を行うことは難しいことから、要援護者に関する個人情報適切に扱ったうえで、行政を始め関係機関との連携や情報の共有が必要となります。

・市町村の支援拠点

地域包括支援センター、地域子育て支援拠点、保健センター等、市町村が設置する機関には、社会福祉士や保育士、保健師等、各分野の専門職が配置されており、地域における

支援の拠点として、相談支援や情報提供、支援機関相互の連携や専門機関へのつなぎ等を行い、地域における支援のネットワークの中で中心的な役割を担っています。

家庭や地域のニーズが複雑化・多様化するなかで、必要な支援が行き渡るよう、制度やセンター等の周知・広報を図るとともに、地域の状況や支援を必要とする人の状況を的確に把握し、支援に結び付けていくことが求められます。

・ NPO 等非営利法人

本県における NPO 法人の認証数は、平成 23 年(2011 年)3 月末現在 1,412 法人ですが、このうち、「保健・医療・福祉の増進」及び「子どもの健全育成」を主たる活動分野としている法人を合わせると約半数となるなど、NPO 法人は地域福祉推進の重要な担い手となっています。本県では、平成 16 年(2004 年)の「あいち協働ルールブック 2004」の発行や、行政、NPO を中心とした公共を担う各主体が、中長期的な視点に立ち、県政各分野における特定課題をテーマに協議することにより、問題意識やビジョンを共有し、連携して公共サービスの向上を目指す方向性を示す「協働ロードマップ」づくり等を通して、行政と NPO との協働を進めています。今後、NPO と多様な主体との連携を広げていくため、地縁組織や企業との協働を進めることが重要となります。

また、生活協同組合、農業協同組合等の各種協同組合は、新しい公共を担う重要な主体として位置付けられており、「人と人のつながり」と「事業の力」の両面を兼ね備えるという協同組合の特徴を活かして、地域福祉推進の主体となることが期待されています。

・ ボランティア

ボランティア活動は、多様な生活課題に対応して地域住民の日常生活を支える重要な役割を果たしており、活動を行う者にとっても自己実現や社会貢献への意欲を満たすものです。その内容は、話し相手・遊びや配食・会食サービス等専門性を問わないものが多くなっていますが、ボランティア活動を日常的な活動とは異なる特別な活動と考える傾向や、敷居が高いとの指摘もあり、今後、ボランティア活動に関心のある人と地域における生活課題とを結びつけていくことが重要となります。

・ 企業

企業には利益の追求だけでなく、社会的に責任ある行動が求められる中であって、CSR（企業の社会的責任）活動に積極的に取り組む企業も増加しています。企業も地域を構成する一員であり、地域における新しい支え合いの担い手としての期待が大きくなっています。特に、郵便局や銀行、宅配事業者、小売店、コンビニエンスストア、交通機関等は住民生活に密着しており地域とのつながりが深いことから、高齢者や障害のある人の見守り、子育て支援等において、こうした事業者と連携することにより、地域社会の大きな支えとなります。

・ コーディネータ

新しい支え合いを進めるためには、地域における課題や状況に応じて、支援のネットワークを動かしていくことが重要となります。そのためには、例えば町内の範囲であれば民生

委員や自治会長、市町村の範囲であれば市町村や中間支援 NPO、さらに市町村を超える圏域では都道府県といったように、課題に応じた範囲でその地域のニーズや社会資源を把握し、課題に応じてコーディネートしていく役割が重要となります。

参考 「介護保険事業所、障害福祉サービス事業所におけるボランティア活動の状況」

新しい健康福祉ビジョン策定にあたり、福祉事業所におけるボランティアの活動状況・効果・受け入れ希望等について調査を実施しました。

調査時期：平成 22 年(2010 年)2 月 15 日～平成 22 年(2010 年)3 月 1 日

調査方法：調査対象者へ調査票を郵送

回答は同封の返信用封筒による郵送またはファクシミリ

| | 発送数 | 有効回収数 | 有効回収率 |
|-------------|-------|-------|-------|
| 介護保険事業所 | 3,862 | 2,620 | 67.8% |
| 障害福祉サービス事業所 | 1,645 | 630 | 38.3% |

調査結果

【ボランティア受入れの状況】

- ・ 介護保険事業所、障害福祉サービス事業所ともに、平成 21 年 1 月 1 日～12 月 31 日までの 1 年間に、約 5 割(介護：48.2%、障害 48.1%)がボランティアを受け入れています。

【ボランティア受入れの効果と課題】

- ・ ボランティアの受入れによる効果については、「利用者の表情が明るくなる、楽しみが増える等、生活の質が向上」、「利用者にとって職員以外の人との関わりができる」、「地域住民に事業所や利用者のことを理解してもらえる」等が高くなっています。
- ・ ボランティアの受け入れについての課題は、「継続して活動してもらえるボランティアが少ない」、「必要なボランティアが集まらない」、「募集や連絡調整等、職員の負担が多い」等が高くなっています。

| 効果 | 単位(%) | | 課題 | 単位(%) | |
|--------------------------------|-------|------|------------------------|-------|------|
| | 介護 | 障害 | | 介護 | 障害 |
| 利用者の表情が明るくなる、楽しみが増える等生活の質が向上する | 76.8 | 47.5 | 継続して活動してもらえるボランティアが少ない | 33.4 | 57.4 |
| 利用者にとって、職員以外の人との関わりができる | 69.6 | 82.8 | 必要なボランティアが集まらない | 24.3 | 37.0 |
| 地域住民に事業所や利用者のことを理解してもらえる | 39.8 | 59.1 | 募集や連絡調整等、職員の負担が多い | 18.4 | 20.8 |
| 事業所に職員以外の人が入り出すことで、職員の意識が高まる | 28.9 | 29.7 | 無責任な行動をとる人がいる | 6.4 | 5.3 |
| 職員の負担が小さくなる | 19.8 | 25.7 | ボランティアと利用者間のトラブル | 3.3 | 2.0 |
| 事業所として利用者以外の地域住民の意見を聞くことができる | 12.4 | 11.9 | 特に問題は生じていない | 44.5 | 23.4 |

介護：介護保険事業所 障害：障害福祉サービス事業所

【ボランティアの内容別受入れ実績と来訪希望】

- ・ ボランティアの受け入れ実績のうち、「演劇の上演や音楽の演奏」、「各種行事の手伝い」、「音楽・手芸・書道等の指導」が高く、これは来訪の希望も多くなっています。

- ・ 希望が実績を大きく上回るのは、「レクリエーション・ゲームの指導」、「話し相手・遊び相手」といった余暇時間に関するものや、「身の回りの世話」、「散歩・外出介助」、「庭木の手入れ・草むしり」といった日常業務に多くなっています。

単位 (%)

| | 介護 | | 障害 | |
|-----------------|------|------|------|------|
| | 実績 | 希望 | 実績 | 希望 |
| 演劇の上演や音楽の演奏 | 35.8 | 33.4 | 15.4 | 20.8 |
| 音楽・手芸・書道等の指導 | 23.7 | 28.5 | 16.0 | 22.9 |
| 各種行事の手伝い | 25.2 | 27.9 | 32.2 | 31.0 |
| レクリエーション・ゲームの指導 | 10.7 | 23.3 | 8.4 | 22.7 |
| 庭木の手入れ・草むしり | 7.3 | 16.6 | 10.2 | 17.1 |
| 身の回りの世話 | 5.6 | 10.2 | 8.4 | 15.1 |
| 清掃・洗濯 | 5.2 | 11.7 | 8.7 | 14.0 |
| 散歩・外出介助 | 8.4 | 19.7 | 14.1 | 22.5 |
| 話し相手・遊び相手 | 18.6 | 26.5 | 15.1 | 23.7 |

【市町村の役割】

地域活動に対する支援は、住民に身近な市町村が中心となって担っていくことが効果的であり、市町村の果たす役割は極めて重要です。市町村には、生活課題に応じて関係者による協議の場を設けネットワークづくりや情報の共有化を推進したり、専門的な対応が必要な場合に関係する専門機関につないでいくコーディネート機能を担っていくことが求められます。また、住民組織や NPO 等が活動を安定的に続けられるよう、広報や情報提供、拠点の整備等の基盤を整備することも重要です。

県内の市町村で地域福祉計画²を策定しているところは、平成 23 年(2011 年)3 月現在で 27 市町村にとどまっています。まずは地域福祉計画において「新しい支え合い」を支援する仕組みを明らかにしていくことが求められます。この場合、市町村内でも地域で様々な違いがあることから、それぞれの地域に応じた多様な仕組みが望まれます。また、地域福祉計画には、災害時等にも対応できるように要援護者にかかわる情報の把握・共有及び安否確認方法等を盛り込むことが求められており、この面からも早急にすべての市町村において地域福祉計画を策定することが必要です。さらに、一時避難所すべてにおいて要援護者に対する支援を行うことは難しいため、あらかじめ福祉避難所の指定や社会福祉施設等との協定の締結を進めるとともに、一時避難所から福祉避難所への移送の際の地域住民の協力も検討しておく必要があります。

【県の役割】

県は広域自治体として、専門機関による困難事例等への対応や広域的な企業や職能団体等への働きかけ、先導的・モデル的な事業の実施や先進的な取組についての情報

² 地域福祉計画：社会福祉法に基づき、市町村が住民等の参加を得て地域の要支援者の生活上の解決すべき課題とそれに対応する必要なサービスの内容や量、その現状を明らかにし、かつ、確保し提供する体制を計画的に整備することを内容とする計画

発信等を行うとともに、法人設立の認可・認証、施設や事業所に対する指導・監督、専門的人材の養成等による適切なサービスの提供基盤の確保等の役割を担い、生活に密着した基本的なニーズへの対応を担う市町村とともに地域力の向上を図ることが重要となります。また災害時には、保健所が専門性を発揮し、市町村と連携・協力して要援護者や被災住民への健康相談、歯科保健・精神保健福祉相談、栄養指導、感染症のまん延防止等を推進するとともに、児童（・障害者）相談センターでは市町村と連携し、要保護児童の把握や被災児童の心のケア等を行う必要があります。

コラム 「知多半島型福祉モデル」

人口約 60 万人を擁する知多半島では、福祉系 NPO の先進地として、介護保険事業や障害福祉サービスなどの公的な福祉サービスだけでなく、介護保険対象外の家事援助や子育て支援などの「助け合い事業」を積極的に行う NPO がいくつも点在しています。ここでは、「地域益のために」、「困ったときはお互いさま」という意識が共有されており、「(支援が必要であっても)まちの中で普通に暮らしたい」という考え方を基にした「まちづくり型福祉」が展開されています。それぞれの NPO の間では人や資源のやりとりが多く、人材育成や人材の紹介、情報交換のために緩やかなネットワークでつながっています。お互いの信頼関係の中で活動していくことを通して、地域づくりを担っていく人が育てられ、それぞれの問題意識により、当初は高齢者支援が中心だった活動範囲も、障害のある人への支援、子どもや子育て支援、教育、ひきこもりの若者のフリースクールと広がっていき、多様な選択肢のサービスが生まれています。こうした多様性が、知多半島型福祉モデルのひとつの特徴であり、住民の多様なニーズに合わせて多様なサービスを提供できるような支援の網の目を、地域で暮らす住民が主体となって身近なところに作っていきこうという取組が推進されています。

この緩やかなネットワークのつなぎ役の役割を果たしているのが、特定非営利活動法人「地域福祉サポートちた」です。平成 22 年(2010 年)10 月現在、知多半島内の会員は 33 団体、事業収入合計は約 20 億円(2009 年度(平成 21 年度)実績)に達しており、事業収入が 1 億円を超えるのが 8 団体、5 千万円を超えるのが 4 団体あり、それぞれの地域で大きな雇用を生み出しています。

「地域福祉サポートちた」では、NPO を支援する中間支援組織として、バスツアーによる現場(NPO)見学やセミナー開催等により、地域の中に NPO や人同士がつながるきっかけを作り出し、活動につなげていく応援をすることを通して、地域づくり・地域を担う人づくりを推進しています。

< 県の主要な取組 >

(ネットワークの構築)

高齢者や子ども・子育て家庭、障害のある人が地域で安心して暮らせるよう、見守りを始めとした地域におけるネットワークの構築や NPO 活動の支援を行います。

- ・ 高齢者の地域見守りネットワークの構築に向けたモデル事業の実施
- ・ 子育て情報・支援ネットワーク構築への支援
- ・ 子育て NPO の立上げ、人材養成等への支援
- ・ 各障害福祉圏域への相談支援に関するアドバイザーの配置 等

市町村、住民組織、NPO、社会福祉法人、福祉サービス事業者等の協働による高齢者や障害のある人等を支援する先駆的・パイロット的な事業の立ち上げ、地域活動の拠点整備、日常的な支え合い活動を担う人材の育成などを支援することにより、支え合いの体制づくりを進めます。

「新しい支え合い」を担う多様な主体が、地域の新たな生活課題に、協働して主体的に対応していくことができるよう、知多半島型福祉モデルを参考としたネットワーク構築に向けての仕組みづくりを検討します。

(利用しやすい仕組みと権利擁護)

福祉サービスの利用希望者への情報提供や、権利擁護、サービス評価や苦情解決などのサービスの選択・利用を支援する仕組みの充実を図っていきます。中でも、知多半島地域で展開されている特定非営利活動法人知多地域成年後見センターにおける全国でも先進的な成年後見³の取組を、広く県内全域に向けて発信していきます。

(人材の養成)

地域住民による地域福祉活動の推進において、リーダー的な役割を担う人材を養成します。

(あいち介護予防リーダー、子育てネットワーカー、健康づくりリーダー、ハートフレンド 等)

(新しい支え合いを担う主体への支援)

県社会福祉協議会が、社会福祉法人・施設との連絡調整、地域福祉活動の推進、福祉人材確保・養成の推進、県民の社会参加促進やボランティア・NPO 活動の支援など、地域福祉のけん引役としての役割を果たせるよう支援します。

民生委員・児童委員が地域福祉の推進役としての役割を果たせるよう、福祉制度の情報・知識等についての研修を行い、資質の向上を図ります。

災害時要援護者への対応、高齢者等の孤立防止、新しい支え合いの推進などが盛り込まれた地域福祉計画が全市町村で策定されるよう、県内市町村の状況に関する情報提供、相談等により計画策定を支援します。

市町村において、災害時要援護者の把握や安否確認・避難誘導體制の整備、福祉避難所の指定や協定の締結が進むよう働きかけていきます。

(県の専門機関による支援等)

専門機関による助言・指導や困難事例への対応、人材養成等、市町村への支援の充

³ 成年後見制度：93 ページ注 9 参照。知多地域成年後見センターでは、本人に代わって契約行為や財産管理を行うのはもとより、日頃から相談支援を行っています。

実を図ります。

(県の専門機関：保健所、福祉相談センター・児童相談センター、精神保健福祉センター、女性相談センター、あいち介護予防支援センター、愛知県心身障害者コロニー、あいち発達障害者支援センター、あいち健康プラザ、あいち小児保健医療総合センター 等)

災害時には、市町村が実施する防疫、保健活動等を保健所が支援し、効果的な活動が実施できるように、また、要保護児童の把握や被災児童の心のケア、高齢者や障害のある人の生活支援が適切に実施できるよう、市町村や関係機関との連携を図ります。

コラム シルバーパワーを活用した地域力再生

名古屋市では、団塊の世代を中心とするシニア世代のボランティア活動により、地域が抱える生活課題を解決することを通じて地域の支えあう力を活性化し、あわせてシルバー世代の生きがいや役立ち感を増進することを目的に学区単位で事業を実施しています。

各学区の地域福祉推進協議会(地域福祉活動のため小学校区を単位に組織された住民の自主組織) NPO、ボランティアなど関係者が協議する場として「シルバーパワー活用連絡会議」設置し、活動内容を協議しながら、高齢者の見守り、外出支援、ゴミ出し、小修繕などちょっとした困りごとを解決する活動などを行っています。

また、50歳以上の活動者に活動時間に応じたポイント(1時間1ポイント)を付与し、年度末に貯まったポイントを1ポイント10円に換算し、活動者が応援したい地域活動団体に寄附することができるボランティアポイント制度を導入しています。これにより、ボランティア活動とボランティア団体等への寄附という、2度の社会貢献を行うことができる仕組みになっています。

コラム せと元気カルタ

瀬戸市では「みんなで進めよう福祉でまちづくり」を基本理念に、地域福祉を進めていますが、この取組の一つとして、「せと元気カルタ」を作製し、世代間の交流や市民相互のつながりの強化、地域のコミュニティの活性化を図っています。

カルタの作製にあたっては、平成19年、20年の2年をかけて、市民から読み句と絵札を募集し、カルタを6,000セット、ジャンボカルタ(B1・B2サイズ)を5セット作製しました。作製されたカルタは、保育園、小中学校等に配布するとともに、一般に貸し出しをしており、地域コミュニティの活性化に役立っています。また、市でも毎年「瀬戸ジャンボ元気カルタ大会」を開催し、多くの市民が参加し市民交流の場となっています。



最優秀賞
さりげない 心づかいの おもいやり

2 . 環境づくりの推進

< 課題と方向性 >

【健康福祉のまちづくりの推進】

すべての人にとって暮らしやすい「まち」となるためには、適切な住居を基盤とし、児童館などの子どもが安心して遊ぶことのできる場所や住民の交流ができる場所の確保、駅・公園・公共施設など個々の施設のバリアフリー化、さらには地域全体を視野に入れ、バリアフリー化を線的あるいは面的な連続性をもったまちづくりへと広げていくことが求められています。

さらには、健康の観点も視野に入れた健康福祉のまちづくりが必要となってきます。

【住まいの確保】

今後、高齢化の進展に伴い、多様化してくる高齢期の暮らしや生活に対応した居住環境の整備が必要であり、このほか、非正規雇用労働者を始めとする低所得者や、障害のある人、子育て世帯など、住宅の確保に特に配慮を要する人が適切な住宅を確保できるような住宅セーフティネットの構築が必要となっています。

このため、それぞれの家族構成や身体状況等に適した住宅の確保において、公営住宅だけでなく、公社賃貸住宅、都市再生機構住宅等の公共賃貸住宅のストックを有効に活用するとともに、民間賃貸住宅の活用を促進することにより、住宅セーフティネットをさらに拡充していくことが必要です。

【人にやさしい街づくりの推進】

本県では平成6年(1994年)に「人にやさしい街づくりの推進に関する条例」を制定し、すべての県民があらゆる施設を円滑に利用できる人にやさしい街づくりの推進を図っており、平成16年(2004年)の改正では整備が義務付けられる対象施設を拡大する等、不特定多数の方が利用する施設等のバリアフリー化をより一層進めることとしています。

今後とも、市町村、事業者及び県民と連携し、継続して人にやさしい街づくりの推進を図ることが必要です。

【安全で円滑な移動の確保】

高齢者や障害のある人などが、安全かつ円滑な移動や施設利用ができるよう、鉄道駅のエレベーターやトイレの設置等を始め、その周辺地区のバリアフリー化を重点的に進める施策が広く実施されています。また、平成18年(2006年)12月の「高齢者・障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」(バリアフリー新法)の施行に伴い、主要な駅周辺に加え、公共施設や病院など生活関連施設を結ぶ道路まで対象範囲を拡大した103地区において、段差のない幅の広い歩道を整備し、すべての人に

とって安心して安全な生活ができるよう、歩道のバリアフリー化を重点的に進めています。今後、少子高齢社会の進展に伴い急増する高齢者、妊産婦・乳幼児連れの人、障害のある人にとって、安全かつ円滑な移動や施設利用が可能となるよう、より一層バリアフリー化を進めていく必要があります。

【健康のまちづくりの推進】

平成 20 年（2008 年）現在で 10 市町村において「健康都市宣言」が実施され、健康づくり活動の推進が積極的に図られています。また、健康づくりへの支援と歩くことの習慣化を図るため、平成 22 年（2010 年）までに 50 市町村において「健康の道」（ウォーキングコース）が整備され、その利用促進が図られているなど、健康のまちづくりが推進されています。

今後、高齢社会の進展に伴い、全世代の県民が健康で、長生きしてよかったと思えるような健康のまちづくりがますます重要となってきます。

< 県の主要な取組 >

（遊びの場、交流の場の確保）

子どもたちが安心して遊ぶことのできる各地域の児童館に対し、児童総合センターが中枢拠点として、児童館の活動支援及び幅広い年代を対象とする子育て支援を行います。

高齢者が気軽に集まったり、多世代との交流ができる場を確保するなどの環境づくりについて、市町村が地域や NPO 等と連携して実施できる方策を検討していきます。

（住まいの確保）

今後、ひとり暮らしの高齢者が急速に増加する中、高齢者が安全で安心して住み続けられる居住の安定確保を図るため、住宅部局と福祉部局が連携のうえ、平成 23 年度に策定する「高齢者居住安定確保計画」に基づき、高齢者向けの良質な民間借家の供給や入居支援の促進、日常生活上の支援が受けられる体制の整備等に努めていきます。

県営住宅を始め市町村営住宅、公社・都市機構住宅のすべての公共賃貸住宅について、身体機能の低下等に配慮した長寿社会対応仕様で建設を進めるとともに、既設の公共賃貸住宅についても高齢者向けの改善を進めます。

また、公営住宅における高齢者の自立した生活を支援するため、緊急通報装置の設置と生活援助員を配備した「シルバーハウジング・プロジェクト」の実施など、公共賃貸住宅の高齢者対応を推進していきます。

さらに高齢者向け公共賃貸住宅の整備にあたっては、必要に応じ団地内にデイサービスセンターなどの福祉施設等を併設するなど、市町村の福祉サービスとの連携に努

めます。

世帯人数やライフサイクルに応じた住宅ストックとニーズに生じているミスマッチを解消するため、住み替え支援などの仕組みを構築します。

高齢者や障害のある人などに配慮した民間住宅のバリアフリー化の推進、さらには「高齢者円滑入居賃貸住宅登録制度」や「子育て世帯に適した住宅・住環境ガイドライン」の普及・啓発、民間賃貸住宅の入居促進により、高齢者や子育て世帯、障害のある人に配慮した民間賃貸住宅の情報提供体制の定着を進めていきます。

（人にやさしい街づくりの推進）

「人にやさしい街づくりの推進に関する条例」に基づき、不特定多数の方が利用する施設のバリアフリー化や、「人にやさしい街づくりアドバイザー」の養成等の教育、広報活動など、人にやさしい街づくりを引き続き推進します。

（安全で円滑な移動の確保）

段差のない幅の広い歩道を整備し、すべての人にとって安心して安全な生活ができるよう、バリアフリーの歩行空間の整備を進めていきます。また、70歳以上の高齢者や障害のある人、妊娠中または出産後8週間以内の女性を対象にした駐車区間の設置を進めていきます（「高齢運転者等専用駐車区間制度⁴」（平成22年（2010年）4月19日スタート））。

（健康のまちづくり）

日常生活で手軽にできる身体活動である「歩く」ことを奨励するため、平成22年（2010年）までに50市町村で整備されている「健康の道（ウォーキングコース）」の引き続きの整備と利用促進を図ります。

⁴ 高齢運転者等専用駐車区間制度：官公庁、その他の施設等の高齢運転者等の利用が多く見込まれ、駐車需要が満たされていない施設の直近の道路に「高齢運転者等標章自動車駐車可」の標識により駐車をすることができるとされた区間。愛知県は全国1位の99台分（平成22年（2010年）4月1日）を確保。

3. ソーシャル・インクルージョン（社会的包摂）の推進

「ソーシャル・インクルージョン」

すべての人々を孤独や孤立、排除や摩擦から援護し、健康で文化的な生活の実現につながるよう、社会の構成員として包み支え合う理念のこと。

< 課題と方向性 >

【人権意識の啓発の推進】

地域には、年齢、性別、健康状態、職業、国籍等の異なる多様な人が生活していますが、誰もが社会的に孤立することなく地域社会の構成員であると感じられるためには、お互いの違いを認め合ったうえで、等しく一人の人間として尊重しあうことが不可欠です。人権に関する問題は、女性、子ども、高齢者、障害のある人、同和地区出身者、外国人、HIV感染者、刑務所出所者など多岐の分野にわたりますが、社会的排除の対象となりやすい人についての正しい知識を持つことや、多様な人とのふれあいを通してお互いを知ることが重要となります。

【ノーマライゼーションの理念の普及】

県ではノーマライゼーション⁵の理念を社会に定着させ「完全参加と平等」の目標を実現し、障害のある人に対する県民一人ひとりの理解と意識を深めるため、「障害者週間」（12月3日から12月9日まで）などの啓発に努めています。平成21年（2009年）8月に実施した県政モニターアンケートによると、ノーマライゼーションの理念を「よく知っている」、「聞いたことはある」と答えた人の割合が合わせて62.2%であり（平成9年度の同様の質問では合わせて45.3%）、ノーマライゼーションの理念は徐々に浸透していますが、引き続き啓発に努める必要があります。

県政モニターアンケート結果

障害のある方が施設ではなく街の中で暮らせるよう、住まいの場や働く場を身近に確保したり、車椅子を利用される方などが暮らしやすい環境を整えたりするなど、障害のある人もない人も、誰もが地域で普通に生活することのできる社会づくり（いわゆる「ノーマライゼーション」）をご存知ですか。

| | 平成9年（1997年） | 平成21年（2009年） |
|----------|-------------|--------------|
| よく知っている | 17.3% | 22.1% |
| 聞いたことはある | 28.0% | 40.1% |
| 知らない | 54.0% | 37.8% |

⁵ ノーマライゼーション：障害のある人や高齢者など社会的に不利を負う人々を包含するのが通常の社会であり、そのあるがままの姿で他の人々と同等の権利を享受できるようにするという考え方で、障害者施策の基本理念。

【ホームレスへの対応】

本県のホームレス数は、平成 15 年(2003 年)の 2,121 人から平成 23 年(2011 年)には 644 人へと半数以下に減少しましたが、平成 20 年(2008 年)秋のアメリカの金融危機に端を発した世界同時不況などの影響に伴い、再び増加することが懸念されます。ホームレスの起居する場所への巡回相談など自立に向けた施策を積極的かつ着実に推進していく必要があります。

ホームレスの中には発達障害や精神障害のある人、未成年者なども含まれているとの報告もあります。ホームレス状態から脱却し、地域生活の定着を進めるためには、住まいや就業の機会の確保はもとより、児童福祉、障害者福祉、高齢者福祉や医療サービス等、個々の状況に応じた健康福祉サービスにつないでいくことが必要であり、こうした地域における関係機関や団体との相互連携による総合的な支援の確立が、ホームレスに至らないセーフティネットの強化にもつながります。

【自立支援を重視した生活保護の実施】

本県の生活保護の被保護世帯は平成 12 年(2000 年)4 月には 20,442 世帯でしたが、平成 22 年(2010 年)10 月には 51,939 世帯となっており、特に、平成 20 年(2008 年)秋以降、経済危機による解雇や雇い止めなどを背景に急増しています。このため、離職者に対する支援が喫緊の課題となっています。

また、生活保護制度は、国民に安心を保障する最後のセーフティネットとしての役割を果たすものですが、被保護世帯は、傷病・障害、DV、虐待、多重債務、元ホームレスなど多様な問題を抱えながら、相談相手がいないなど社会的なきずなが希薄な状態にあるケースが少なくありません。

生活保護の実施にあたっては、ソーシャル・インクルージョンの観点からも、こうした生活困窮の実態を受け止め、その最低保障を行うだけでなく、安定した生活を再建し、地域社会への参加や労働市場への再挑戦を可能とするための「バネ」としての働きを持たせることが重要となってきます。

< 県の主要な取組 >

(人権意識の啓発、ノーマライゼーションの理念の普及)

人権が尊重され、差別や偏見のない地域社会の実現を目指して「人権教育・啓発に関する愛知県行動計画」(平成 13 年(2001 年)2 月策定)に基づき、あらゆる場において人権教育・啓発を推進します。

また、平成 22 年(2010 年)7 月に開設した「あいち人権啓発プラザ」を活用して、人権に関する情報発信や啓発に努めます。

人権・同和問題の解決に資するため、隣保館においては、周辺地域を含めた地域社会全体の中で、福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティセンターとしての役割を果たしていけるよう、適切に対応していきます。

学校教育全体を通じて、児童生徒の発達段階に即して「福祉」の理解を深めます。また、福祉のこころや社会連帯の意識を育むことができる体験活動の充実を図ります。

ハンセン病については、平成 19 年（2007 年）に実施した人権に関する県民意識調査においても「怖い病気」といった誤解があるとの結果になっており、未だ理解不足と根強い偏見・差別が存在しています。また、エイズ患者・HIV 感染者は依然と増加しており、加えて偏見や差別も根強く残っています。

このため、引き続き、広く県民に対してハンセン病、エイズに関する正しい知識の普及を図ることにより、ハンセン病、エイズ患者・HIV 感染者に対する偏見、差別の解消に努めていきます。

外国人の子どもや子育て家庭が抱える問題などに対応するため、多文化ソーシャルワーカーを養成し、相談体制の充実を図っていきます（次ページコラム参照）。

また、本県においては日本語指導が必要な外国人児童生徒数は、全国で最も多い状況にあります。このため、語学相談員の派遣や日本語教育適応学級担当教員の配置などの推進により、日本語学習の支援の充実を図ります。

地域で支援活動を行っている NPO との協働により、ホームレス等不安定な居住関係にある人や、ニート・ひきこもり・刑務所出所者等地域で孤立しやすい人が地域で安定した生活が営めるよう、相談窓口の設置、居場所や交流できる場所の確保、就労相談や就労体験等を一体的に実施します。

高齢または障害を有するため、福祉的な支援を必要とする矯正施設等からの退所予定者が、退所後直ちに福祉サービスを利用し社会復帰ができるよう、地域生活定着支援センターを設置運営し、司法と福祉が連携して、矯正施設入所中から本人への支援を行います。

（ホームレス自立支援、被保護世帯自立支援）

「第 2 期愛知県ホームレス自立支援施策等実施計画」（平成 21 年（2009 年）3 月策定）の着実な推進により、経済情勢の動向にも注目しながら、ホームレスの自立支援対策の推進を図ります。

また、自立困難なホームレスが相当数以上いるすべての地域において、関係機関によるホームレスへの対応を協議する場（地域ネットワーク会議）を設けるよう関係市町村等に対し積極的に働きかけていきます。

離職者が就職活動を安心して行うことができるよう、相談支援を実施します。また、生活費や一時的な資金の貸付を行う愛知県社会福祉協議会への支援を行います。

生活保護受給者に対し、就労による経済的自立を促すため、福祉事務所に就労支援相談員を配置し、ハローワークへ同行訪問するなどの支援を行います。

また、経済的な自立だけではなく、それぞれの被保護者の能力やその抱える問題等に応じ、身体や精神の健康を回復・維持し、自分で健康・生活管理を行うなど日常生活において自立した生活を送るための支援や、社会的なつながりを回復・維持するなど社会生活における自立の支援を行います。

コラム 「多文化ソーシャルワーカーの養成・活用」

本県では外国人県民が抱える心理的・社会的な問題に対して、本人だけでなく、家族、学校、コミュニティ等にも働きかけることにより、相談から解決まで一貫した支援を行う多文化ソーシャルワーカーを養成しています。また、養成講座修了者を対象に研修を実施し、一層のスキルアップを図っています。

愛知県多文化共生センターに多文化ソーシャルワーカーを配置し、このセンターを拠点に市町村などとも連携・協力しながら、外国人県民が抱える複雑で多様な問題に対応できる、より専門性の高い相談体制の整備を推進しています。また、養成講座修了者間の連携を促進するとともに、市町村などへの普及・啓発を通じて、多文化ソーシャルワーカー活用の拡大を図っています。